

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、告示の日から適用する。ただし、告示の日から起算して一年を経過する日（香辛料抽出物及びヘプタンにあつては告示の日から起算して二年を経過する日、粗製海水塩化マグネシウムにあつては厚生労働大臣の定める日）までに製造され、加工され、又は輸入される添加物に係る規格基準については、なお従前の例によることができる。

令和六年二月六日

厚生労働大臣 武見 敬三

（「次のよう」は省略し、この告示による改正後の食品、添加物等の規格基準の全文を厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。）